

# 交通安全協会加入者の皆様へ！！

## 「交通事故入院見舞金制度」のご案内

◎平成30年6月1日以降に加入された会員の方

《入院見舞金制度》	山形県交通安全協会の会員になられた皆様が、万一交通事故により20日以上継続入院治療を必要とする傷害を負われた場合に、見舞金をお支払いする制度です。運用開始日は平成30年6月1日です。
《制度適用条件》	シートベルト装着者又はヘルメット着用者が対象となります。 本制度の導入により、シートベルトの装着及びヘルメットの着用を促進させることにより、交通安全に寄与することを目的としています。

### 1 適用範囲

- (1) 本制度は、平成30年6月1日の運用開始日以降に発生した交通事故に適用します。
- (2) 運用開始日以降に入会した会員を対象とし、適用期間はその方の会員資格有効期限までとします。

### 2 適用対象となる交通事故

本制度適用対象の交通事故は、会員が道路交通法に定める自動車（四輪自動車、自動二輪車等）を運転又は同乗中（バス、タクシー、その他送迎用自動車の乗客である場合を除く。）若しくは原動機付自転車を運転中であって、次の各号に掲げる事項のいずれにも該当するものを対象とします。

- (1) 交通事故当事者が本制度運用開始日以降に入会した会員で、かつ入会日から会員資格有効期限内に発生した交通事故であること
- (2) 日本国内で発生した交通事故であって、人身扱いの交通事故証明書が発行されていること
- (3) 当該事故を起因とする負傷であって、20日以上継続入院したことが証明できること
- (4) シートベルトを装着又はヘルメットを着用していたこと

### 3 適用の除外

次の各号のいずれかに該当する交通事故等の場合は、本制度の適用外とし、見舞金は支払いません。

- (1) 故意（危険運転致傷罪を含む。）によるもの
- (2) 自殺、犯罪又は闘争行為によるもの
- (3) 無免許、飲酒、過労運転等悪質な法令違反又は覚せい剤等薬物が影響する運転によるもの
- (4) テロ行為、戦争、革命、内乱、外国の武力行使又は暴動を起因とするもの
- (5) 自動車等の競技、競争、興行、訓練及び試運転中によるもの
- (6) 爆発又は火災を起因とするもの
- (7) 地震、津波等の自然災害を起因とするもの
- (8) 脳疾患、心神喪失、その他疾病を起因とするもの
- (9) 頸部症候群（むち打ち症）又は腰痛等で他覚症状が認められない入院であるもの
- (10) 虚偽の事実による不正な申請によるもの

### 4 見舞金の給付額

1事故につき、3万円

### 5 見舞金の申請手続き

- (1) 見舞金の給付を受けようとする場合は、会員の住所地を管轄する地区交通安全協会に出向いて申請していただくことが必要です。

代理人による申請は可能ですが、郵送又は電話による請求はできません。

- (2) 申請書類

申請書類は、「交通事故入院見舞金給付申請書」及び「交通事故入院見舞金制度適用外確認書」とともに、次の書類を添付して提出してください。

- 入院証明書又は同等の証明力を有する書類（20日以上継続入院した旨の日数の記載ある診断書、診療明細書等）（各写し可）
- 人身交通事故証明書（写し可）
- 運転免許証又は身分証明書（各写し）

### 6 請求の期限

見舞金の適用対象となる交通事故の発生日から起算して6か月以内に申請手続きを行うことが必要です。期限を過ぎると権利を失います。

### 7 見舞金給付の決定と支払

- (1) 交通安全協会において、申請書類を審査し、適正と認めた場合に、「交通事故入院見舞金給付決定通知書」を申請者に送付して通知します。
- (2) 見舞金は、申請者が指定した金融機関の口座に振込みます。

### 8 その他

交通事故により20日以上継続入院し、本制度に該当すると思われる場合は、下記にお問い合わせください。

#### 〈お問い合わせ先〉

- 一般財団法人 山形県交通安全協会 事務局  
天童市大字高揃1300番地  
TEL 023-655-5320  
FAX 023-655-5329
- 各地区交通安全協会（県内各警察署内）